

意見書案第3号

安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書

政府は令和4年12月16日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画からなる安全保障3文書を閣議決定した。

当該文書は、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍の要請に基づき相手国の領土に対して攻撃を行うことを可能とする敵基地攻撃能力の保有が初めて盛り込まれるなど、必要最低限の専守防衛を大前提にしてきた戦後日本の防衛政策を大きく転換させるものである。

仮に、米軍が海外で始めた戦争に自衛隊が参戦することになれば、結果として日本に対する報復攻撃にもつながり、国民の命を危険にさらすことにもなりかねない。

敵基地攻撃に関しては、昭和34年に当時の防衛庁長官が、他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないと国会で答弁しているが、政府としては、現在もその解釈を変更していないとの見解を示しており、こうした見解に照らすならば、岸田首相の言う憲法の範囲内との主張は成り立たず、戦争の放棄を掲げた日本国憲法第9条に違反すると言わざるを得ない。

そもそも、国の進路に関わる重大な問題については、国権の最高機関である国会で徹底的に議論した上で、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが大前提であるにもかかわらず、今回、政府が国民への説明を一切行わないまま閣議決定のみで強行したことは議会制民主主義に反するものであり言語道断である。

今、国が取り組むべきことは軍備拡張と戦争準備などではなく、日本国憲法第9条をいかした対話による平和外交である。

よって、国におかれては、防衛の名の下に日本を戦争の危険にさらす安全保障3文書の閣議決定を即時撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

法務大臣

外務大臣

防衛大臣